

○埼玉県警察職員特別褒賞金の授与に関する訓令

昭和42年3月20日

警察本部訓令第4号

警察本部長

埼玉県警察職員特別褒賞金の授与に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察職員特別褒賞金の授与に関する訓令

題名改正〔昭和60年第18号〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、埼玉県警察職員特別褒賞金条例（昭和42年埼玉県条例第12号。以下「条例」という。）第6条及び埼玉県警察職員特別褒賞金条例施行規則（昭和42年埼玉県公安委員会規則第2号）第3条の規定に基づき、埼玉県警察職員（以下「職員」という。）に対する特別褒賞金の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和47年第10号、51年第7号、60年第18号〕

(上申)

第2条 警察本部の部長及び所属長は、条例第2条及び第4条に該当すると認められる職員があるときは、殉職者特別褒賞金授与上申書（様式第1号）又は障害者特別褒賞金授与上申書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

(1) 殉職者特別褒賞金授与上申の場合

ア 殉職者特別褒賞金を受けることができる者（以下「殉職者特別褒賞金被授与者」という。）の本籍及び職員との続柄についての市町村長の発行する証明書（戸籍謄本、戸籍抄本等）

イ 殉職者特別褒賞金被授与者が条例第5条に該当する者で婚姻届をしていない者であるときは、職員と事実上婚姻関係と同様の事情にあつたことを証明する書類

ウ 殉職者特別褒賞金被授与者が配偶者（前条第1号イに該当する者を含む。）以外の者であるときは、先順位の方がいないことを証明する書類及び職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたことを証明する書類

エ その他本部長が必要と認める書類

(2) 障害者特別褒賞金授与上申の場合

ア 障害の程度が、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第三に該当すると認める医師の診断書

イ その他本部長が必要と認める書類

一部改正〔昭和42年第27号、44年第9号、46年第22号、47年第10号、51年第7号、56年第22号、60年第18号、平成12年第23号、18年第38号〕

（審査委員会）

第3条 警察本部に、特別褒賞金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長には本部長を、委員には本部の部長、警務部警務課長及び同部監察官室長の職にある者をもつてあてる。

4 委員長に事故があるときは、警務部長が、その職務を代理する。

一部改正〔昭和45年第24号、51年第7号、60年第18号、平成12年第23号〕

（委員会の任務）

第4条 委員会は、第2条の規定により上申された者について、条例別表の基準により功労の程度及び等級を審査し、公安委員会の承認を得て特別褒賞金の授与額及び被授与者を決定する。

一部改正〔昭和47年第10号、51年第7号、60年第18号、平成12年第23号〕

（委員会の審査）

第5条 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、委員会において必要があるときは、上申者等の説明を求めることができる。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の審査は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の審査状況は、これを記録しておかなければならない。

一部改正〔昭和51年第7号〕

（委員会の庶務）

第6条 委員会の庶務は、警務部監察官室において行うものとする。

一部改正〔昭和51年第7号〕

（通知及び伝達）

第7条 本部長は、特別褒賞金を授与することに決定したときは、特別褒賞金授与通知書（様式第3号）により、所属長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、特別褒賞金被授与者に対し、通知の内容を伝達しなければならない。

一部改正〔昭和51年第7号、60年第18号〕

（領収書）

第8条 特別褒賞金を受けた者は、領収書（様式第4号）を本部長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和60年第18号〕

附 則

この訓令は、昭和42年3月20日から施行する。

附 則（昭和42年12月1日警察本部訓令第27号）

この訓令は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月8日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和44年3月8日から施行する。

附 則（昭和45年7月9日警察本部訓令第24号）

この訓令は、昭和45年7月10日から施行する。

附 則（昭和46年10月15日警察本部訓令第22号）

この訓令は、昭和46年10月15日から施行し、昭和46年6月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月30日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和47年3月30日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日警察本部訓令第7号）

1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、他の埼玉県警察本部訓令中「防犯警ら部」とあるうち、防犯少年課、保安課及び生活課に係るものについては「防犯部」、外勤課、通信指令課及び自動車警ら隊に係るものについては「警ら部」と読み替えるものとする。

附 則（昭和56年10月13日警察本部訓令第22号）

この訓令は、昭和56年10月13日から施行する。

附 則（昭和60年10月18日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和60年10月18日から施行する。

附 則（平成12年5月31日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成18年7月11日警察本部訓令第38号）

この訓令は、平成18年7月11日から施行し、改正後の埼玉県警察職員特別褒賞金の授与に関する訓令の規定は、平成18年4月1日から適用する。

発 番 号
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

官 職 氏 名

殉職者特別褒賞金授与上申書

(1) 殉職者	所属、係名、階級、氏名、年令			
(2) 採用年月日	年 月 日	勤続年数	年 月	
(3) 災害を受けた日時、場所及び死亡した日時、場所	災 害		死 亡	
	日 時	場 所	日 時	場 所
(4) 功 勞 内 容				
(5) 災害を受け死亡に至るまでの経過				
(6) 医師の診断	傷病名			
	傷病部位			
	死亡原因			
	死亡年月日			

発 番 号
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

官 職 氏 名

障 害 者 特 別 褒 賞 金 授 与 上 申 書

(1) 障 害 者	所属、係名、階級、氏名、年令			
(2) 採用年月日	年 月 日	勤続年数	年 月	
(3) 災害を受けた日時及び場所	日 時	場 所		
(4) 障害の程度等	傷 病 名			
	傷病部位			
	程 度			
(5) 功 勞 内 容				
(6) 障害者の扶養親族の状況	続 柄	氏 名	生 年 月 日	備 考

(7) 所属長意見	
(8) 備 考	(1) 添付書類 (2) その他参考事項

発 番 号
年 月 日

殿

埼玉県警察本部長

特 別 褒 賞 金 授 与 通 知 書

所 属

階 級 氏 名

上記の者に係る 年 月 日付上申の 特別褒賞金を次のとおり授与
することに決定したから通知する。

記

- 1 特別褒賞金を受ける者
所属、階級、氏名
住所
職員との続柄 氏 名
- 2 金 額
金 円也
- 3 授与年月日時
年 月 日 時
- 4 授与の場所

様式第4号 (第8条関係)

領 収 書

金 円也

ただし、
した。

特別褒賞金として上記金額正に受領いたしました。

年 月 日

受 取 人

住 所

職員との続柄

氏 名 印

所 属

階 級 氏 名 印

埼玉県警察本部長 殿